

経験者に聞く 弁護士任官 —Season4—

第1回 プロ野球界を救った東京高裁決定

元東京高等裁判所判事・愛知県弁護士会会員 竹内 浩史 (39 期)



1 22 年間の裁判官生活を終えて

私は、名古屋での弁護士経験16年を経て、2003年4月に弁護士任官した。平成司法改革の下、2001年に日弁連と最高裁が合意してスタートした新制度の2期生である。中部弁護士会連合会の市民委員を含む委員会の推薦を受けて最高裁に採用された。当時はまだ下級裁判所裁判官指名諮問委員会*1は設置されていなかった。私は、司法修習生・弁護士時代を通じて公然たる青年法律家協会*2の会員で、任官と同時に日本裁判官ネットワーク*3に加入した。裁判官生活22年間の任地としては、東京高裁・東京地裁・さいたま地裁川越支部（人事訴訟係）・横浜地裁（交通集中部）・大分地裁（部総括）・大阪高裁・名古屋高裁・津地裁（部総括）を歴任した。

2 弁護士任官で何が変わるか

弁護士任官によって何が変わったのか、と疑問視する人もいる。弁護士任官者は自らがした裁判を語るべきだと思う。まず隗より始めよ、私が担当した名裁き（自称）を語ろうと思う。

3 近鉄・オリックス合併事件

任官2年目の2004年9月に東京高裁の主任裁判官として決定をしたプロ野球パシフィックリーグの大阪近鉄バファローズとオリックスブルーウェーブとの合併事件を取り上げる。

(1) 同年、球団経営が行き詰まった近鉄は、オリックスとの合併を進めようとしていた。渡邊恒雄氏（故人）をはじめとする球団オーナーたちは、もう一組を合併させて1リーグ10球団に縮小しようと目論んでいた。これが表面化して以来、日本プロ野球選手会（以下「選手会」という）は、古田敦也会長（当時）を先頭に反対運動を展開、その一環として、日本野球機構（以下「NPB」という）を相手に団体交渉の応諾などを求める仮処分を東京地裁に申し立てた。

(2) 東京地裁労働部の原決定（土田昭彦裁判官）は、9月3日（金）、球団合併は義務的団体交渉事項に該当しないとの理由で却下した。選手会は即時抗告し、順番で私が左陪席裁判官を務めていた東京高裁第23民事部（原田和徳裁判長）に係属し、私が主任裁判官になった。

社会の耳目を集めている大事件である。土・日を返上して記録を検討し、合議に時間を費やした。その間も時々刻々と情勢が変わる。内容的にも時間的にも、裁判官としてハードケースの最たるものだった。

(3) 最終的に抗告審決定をしたのは8日（水）になったが、その決断をしたのは前夜だった。私の臃げな記憶では、毎晩見ていた「報道ステーション」で解説者が「団体交渉ができてもいいように思うが、よく分からない。どこかで権威ある判断をしてくれるといいのだが」という趣旨の発言をしたのを聞き、徹夜で考えた。

*1：下級裁判所の裁判官の指名の適否につき、最高裁の諮問に応じて答申するため、2003年5月1日に設置された。

*2：1954年、憲法を擁護し平和と民主主義および基本的人権を守ることを目的として、法学者・弁護士・裁判官などによって設立された。1970年頃から石田和外最高裁長官による「ブルーページ」と呼ばれる攻撃を受け、裁判官会員は大量脱会し、残る会員は裁判官部会として独立した。

*3：1999年、開かれた司法の推進と司法機能の充実強化に寄与することを目的として、現職裁判官によって設立された。

翌朝から最終合議を開始。私が起案した決定*4の要旨は、次のようなものである。

ア 選手会は東京都労委で資格認定を受けた労働組合である。

イ 球団合併は義務的団体交渉事項に当たる。なぜならば、2球団の合併により1球団分の選手が解雇されるからである。

ウ 選手会の労働組合性と団体交渉権を否認してきたNPBの対応には問題がある。

エ しかし、選手会に団体交渉権があることを本決定で示しさえすれば、著名な法律家（根来泰周元東京高検検事長）を代表者（コミッショナー）に据えているNPBは誠実に団体交渉に応じるだろうと期待される。

オ そうでなければ、不当労働行為となり、当時の野球協約が高らかに謳っているプロ野球の権威と国民の信頼を失う。

カ 以上によれば、保全の必要性がないから、本件抗告を棄却する。

(4) 決定理由は、原決定と逆に団体交渉権を正面から認めた。それならば、なぜ原決定を取り消して仮処分を命じなかったのか。もし、そうすれば、これを不服とするNPBが最高裁に抗告を申し立てて、その間に合併の既成事実化が進むだろう。最高裁が私たちの判断内容を支持してくれるかどうか分からない。

(5) 東京高裁決定は、絶大な効果を発揮した。NPBは翌日から全球団を参加させて正式な団体交渉に応じた。ニュースで見た、会場入りした古田会長の

驚きの表情が、私の記憶に残っている。団体交渉権があるということは、それが進展しない場合のストライキ権があるということにほかならない。選手会は、団体交渉が膠着すると、躊躇なく土日の週末ストライキを決行した。その結果、近鉄・オリックスの球団合併を認める（合併後の球団名はオリックスバファローズ）代わりに、新球団の参入を翌年から認めるという合意に至った。

(6) これをきっかけに、私は新球団結成以来の東北楽天ゴールデンイーグルスのファンとなった。元々地元の中日ドラゴンズファンだったが、パ・リーグにも最頂の球団ができたことは大きな喜びだった。プロ野球界も、2リーグ制が維持され、日本シリーズが存続できたばかりか、翌年からセ・パ交流戦が始まり、NPB内外のプロ球団数も増えて発展が続いている。

4 主任裁判官として担当して

私はこの事件の主任裁判官として最適任だったと思う。労働弁護士として不当労働行為に通じていた。野球協約にも興味を持って、その注釈書を愛読していた。選手会の労働組合としての草創期も知っていた。何よりも野球ファンだった。

東京高裁で主任裁判官となる可能性がある陪席裁判官は約50人だったから、私に当たる確率は50分の1だった。そもそも、弁護士任官の新制度が始まっていなければ、その確率はゼロだった。これだけでも「弁護士任官には意義があった」と思ってもらえれば嬉しい。

* 4：抗告審決定については、私の著書『「裁判官の良心」とはなにか』201～207頁（LABO刊）に私の解説付きで掲載している。